

文化的施設の今後の対応について

※議会及び関係機関等に説明した資料をもとに「公表用」として現時点の内容に修正済

R05.10.23 文化的施設整備推進室

【 検討事項 】

優先順位① 事業中(休)止等の判断と今後の対応方針

② 周知の時期及び方法

③ 課題等の整理と今後の対応

意見公募手続を経て策定した「基本計画」において、4つの機能を備えた「複合施設」とすることや、想定面積 2,000 m²と諸室の仕様等が明記（設定）されている

▶これまでの経過（概要／振り返り）

	～H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06～
計 画		検討委・基本構想	基本計画	サービス計画策定				
設 計			ア 味	基本設計	実施設計		単更	
工事等							入札	工事・開館準備

↑教育委員会が所管

↑所管を町長部局に変更（整備推進室を設置）

▶住民投票条例／直接請求（抜粋）

〔請求要旨〕一連の経過を振り返った時、特に基本計画が策定されてから基本設計に至るまでの間に、本事業が住民に対して十分な説明がなされ、住民の意向を把握した上で進めてきたといえるのかを問うたときには、強い不満の念がいまだに続いていると言わざるを得ない。

〔意見陳述〕決して文化的施設の建設に反対している訳ではない。図書館・美術館は老朽化が進み、建て替えが必要なことは十分に理解している。（請求代表者の）個人的な意見として、規模は現計画の半分もしくは3分の1でも十分ではないかと思っている。

▶投票条例議案審議／議会（主な賛成意見）

〔議員意見〕・規模拡大も縮小も有り得るが、投票で「規模を見直すべき」かどうか分かればよい。

- ・その後のことは結論が出てから検討すればよい。とにかく投票で白黒ハッキリさせるべき。
- ・これまでの経過や背景、文脈をみれば「規模縮小」の意味と理解すべき。
- ・おそらく「規模縮小」という意味だと認識している。
- ・町民から「こんな立派な施設が必要なのか？」といった声もある。
- ・見直すとなれば、これまで策定してきた計画がある。それをもとに見直せばよい。

①－1 事業中(休)止の判断理由

① 契約議案の否決に伴い、設計の見直し（設計変更または再設計）が必要 ※現設計での再入札は不可

→ これまでの経過等を踏まえると、少なくとも施設規模の見直し（縮小等）を前提として「基本設計前」まで立ち返らざるを得ない。この場合、設計業者の再選定と設計作業に長い期間を要する。

※現設計は、業者選定作業への着手から、契約議案の提案までに約4年を要している。

② 基本設計に入る前の再議論（複合施設とすべきかどうかや、施設規模・事業費等の見直し）が必要

→ 上記に加え、直接請求の要旨や議会での意見等を踏まえると、設計以前の「基本構想」の議論にまで立ち返らざるを得ない。この場合、設計の見直し以上に多くの期間を要する。

※仮に、現計画をもとに設計を見直すとなれば、結局は同じ機能（複合施設）・同じ施設規模にならざるを得ない。また、サービス計画は施設の設計と「一体的」に進めてきたものであり、その手法を示していた基本計画そのものの見直しも必要となるため、現計画のまま、設計だけを見直すことにはならない。

③ 基本設計に入る前の議論にまで立ち返らざるを得ないとなると…

- ➔ 施設規模は、「文化的施設の根幹」に関わる重要な部分。あわせて、これまで示してきた施設規模は、計画に示された「複合施設」としての目的を果たすために必要な最低限の規模であると考えていることから、その見直しにあたっては、基本構想まで立ち返り、改めて議論する必要がある。
- ➔ 計画の見直しにあたって、具体的な方法（検討するための組織体制、関係機関等との調整や合意形成、施設規模の根拠等の再検討など）の目処が立たない。

④ 今後のスケジュール（設計や計画の見直し等に必要な期間）について

- ➔ 直接請求の要旨や議会での意見等を踏まえると、町民との合意形成（説明・意見交換会やWSの開催など）にこれまで以上の対応が必要。
- ➔ 仮に、設計変更だけ行うとしても、設計作業以外に各種申請・許可等の手続きや、関係者等との調整に多くの時間を要する。※計画から見直すとなれば、更に多くの時間を要する。
- ➔ 本体建築工事等に係る本年度の起債借入れの意向について、10月末までに判断し県へ報告の必要あり。
- ➔ 令和6年度までを事業期間として設定している「継続費予算」や、令和7年度末で発行期限を迎える「合併特例債」などの財源計画（町の実質的な負担額）の見直しが必要。

①-2 今後の対応方針

【行政としての対応方針】 以上を踏まえると…

- ① 基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ないが、見直すための具体的な方法（組織体制や合意形成等）の目処が立たない ➔ 結果として、行政としては「事業を中止せざるを得ない」と考えている。
- ② 加えて、整備のきっかけとなった現施設（図書館・美術館等）の課題など、残される課題への対応については、文化的施設の在り方や規模等も含め基本構想まで立ち返り、改めて議論を行う必要があるものと考えている。
- ③ 議会や関係者からの意見等を踏まえた上で、次回の議会定例会（行政報告）において「最終決定」として報告（予定）

[補足] 現施設の課題はもとより、新施設の必要性（目的や役割等）を踏まえると、決して事業の中止を望むものではなく、改めて事業の継続を模索してきたが、設計の見直し（施設規模の見直しの検討）が必要となった中で、これまでの「経過」や計画等を見直すための「具体的な方法」の目処が立たないといった現状を踏まえると、これ以外に「選択の余地がない」との判断 ➔ 「別紙資料」参照

【事務事業】 注) 以下①~④については、上記①-2-③の報告時期や内容等に関わらず10/10付けで決定

- ① 請負契約議案（建築主体・機械設備）の否決に伴い、現在示している設計内容での本体工事は行わ（行え）ない。あわせて、不落となっていた電気設備工事の再入札を中止。
- ② 契約（実施）中の委託業務等についても、一部を除き契約終了（出来高払による精算） ➔ 後述の③参照
- ③ 関連事務（施設の愛称選定や町長部局への移管協議など）についても、一時休止又は中止
- ④ 新たに生じた事務（サービス計画の取り扱いや総合振興計画の改訂など）については順次対応

【所管課等】

[残務処理] 整備事業の「中止」に伴う残務処理については、町長部局（企画課文化的施設整備推進室）で対応

[再検討] 残される課題への対応等については、教育施設等の所管である教育委員会が対応

② 周知の時期及び方法

- ① 関係機関等（10/4 図書館協議会→10/5 美術館運営審議会→10/10AM 定例教育委員会）への報告・意見交換
- ② 10/10PM の庁議（行政内の意思決定機関）において、行政としての方針を決定
- ③ 10/11AM の議会「全員協議会」において、行政としての方針を説明
- ④ 10/23~ CATV「行政放送」及び「町広報11月号」、「町公式HP」等にて、行政としての方針を広報
- ⑤ 12月の議会定例会「行政報告」において、最終報告（今後の対応の最終決定） 予定

③ 課題等の整理と今後の対応 [R05.10.23 現在]

① 各種「契約」関係

(1) 土地売買手続

- ・関係者2名について7月に土地の売買契約済 → 8/23 付けで町への所有権移転登記(町有地として取得)済。なお、今回の経緯等については関係者2名に説明済。
※契約議案の否決(事業の休止等)前に売買契約が成立していたため、土地取用法(課税の特例措置)の対象

(2) 周辺家屋事前調査

- ・8/8 に着手し一部調査済 → 委託業務一時休止中 → 近日中に契約終了(出来高払による精算)予定

(3) 本体工事(入札分)

- ・契約議案の否決を受けた対応…町長・総務課・整備推進室等で業者を訪問し、経緯等を説明・協議
- ・不落となった電気設備工事の再入札 → 契約議案否決に伴い、設計の見直し作業及び入札とも中止

【補足】

- ・本体工事に合わせて施工する予定であった擁壁補強工事の残工事(水路工)は、当初の予定どおり実施
- ・本体工事の設計では、構造材、下地材及び備品類への町産材の活用はもちろん、今回新たに「四万十ヒノキ」を使用した組子耐力壁(組子細工を応用した美しい耐力壁)を取り入れるなど、町産材の利用促進と合わせて「付加価値を高める取り組み(林業振興)」も試みていたが実現に至らず。

(4) 工事監理委託

- ・契約準備中(委託金額確定済)であったが、本体工事の契約議案否決に伴い契約見送り

(5) システム整備委託(継続費設定=企画課予算分)

- ・図書館分…公募型プロポーザルで業者を選定し9/1 契約済 → 施設整備の中止に伴う影響なし → 予定通り導入
- ・美術館分…未整備(業者等未選定) → 今後の対応等について要検討

(6) アドバイザー委託契約(R4 繰越分)

- ・施設開館を前提とした事業(アトプ ロジェットのWS等)を予定していたが、事業中止に伴い委託終了

(7) その他の契約(関係業者等と協議中のもの)

- ・警備システム、施設内ネットワーク構築など → 中止に伴い各関係者に報告・協議

(8) 全体

- ・町の信用問題 → 関係各位に対するお詫びとあわせて「信用回復に努めていく」旨を表明

② 施設「愛称募集」関係

(1) 愛称募集業務への対応

- ・今後の対応等について協議中

(2) 愛称応募者への対応

- ・契約議案の審議日(9/22 否決)が募集最終日…960件の応募あり
- ・経過や今後の対応等に関する連絡方法及び時期の協議(募集チラシ等の協力団体等を含む)が必要

(3) 選定委員会(学校含む)への報告

(4) 副賞の取り扱い → 要検討

③ 「専門職員」募集関係

- ・1次試験受験者数(司書: 受験8名/応募13名、学芸員: 受験3名/応募4名) → 10/4 結果発表
- ・1次試験合格者数(司書: 5名、学芸員1名)
- ・2次試験受験者数(司書: 5名、学芸員0名) → 11/2 発表予定
※学芸員については、一般行政職での採用に切り替えて実施(1次試験合格者に通知) → 2次試験辞退

④ その他の施設整備関係

(1) 予算措置

- ・起債関係 → 縣市町村振興課への報告・協議※と、繰上償還や交付税処理への対応
※本体建築工事等に係る本年度の起債（過疎債）借入れについて、10 月末までに判断し県へ報告の必要あり
 - ▶借入れるとした場合 … 借入予定額が多額で他自治体に影響を及ぼすため、報告後の事業中止は原則不可
 - ▶借入れを見送った場合 … 報告後に事業を再開するとなっても借入れ不可（＝財源の再検討が必要）
- ・損害賠償(不明)等を含めた必要経費の整理と財源に関する協議 → 継続費変更・補正予算計上等への対応

(2) 町民駐車場の取り扱い

- ・町民駐車場の今後の対応について広報 11 月号で周知
※広報 9 月号で「今後の駐車場の取り扱い」について告知済 → 11 月号で変更の告知
- ・町有地（建設予定地であった旧役場本庁舎跡地）の利活用の検討
- ・施設整備に伴い有料駐車場を借り入れている職員等への報告 → 9/26 付けで職員に周知済

(3) 関係例規（移管条例・設置条例等）の整備

- ・関係団体等と協議中 → 事業中止に伴い協議中止
※図書館条例等の既存の課題（図書館と美術館の開館時間の違い等）については教育委員会にて協議
- ・スター(目玉)展示品の取り扱い → 県立歴史民俗資料館から返却予定の尖頭器（十和）への対応協議

(4) 各種計画への影響確認及び対応

- ・町の最上位計画（議決事項）である総合振興計画の改訂などの検討

(5) 関係者への報告等

- ・旧検討委員会、設計事業者、アドバイザー等への説明及び対応協議
- ・今回の結果に対する町民や関係団体等の動向に対する対応 ※問い合わせや要望等の把握

⑤ その他（教育委員会関係）

- (1) 十和分館への対応協議 … 拠点となる施設整備の中止、根拠となるサービス計画等の取り扱い
- (2) 緊急を要する「美術館」関係の課題（美術作品の収蔵環境や修復など）への対応協議
- (3) サービス計画の対応協議
- (4) 学校図書館や地域連携への対応協議
- (5) 各種計画（教育関係）等への影響に対する協議
 - ・生涯読書活動推進計画 … など
- (6) 教育委員会等としての対応方針
 - ・今回の結果を踏まえた、教育委員会や関係機関等としての対応協議

⑥ 推進室の取り扱いと人事異動

- (1) 今後の所管に関する協議 → 教育環境の整備（図書館・美術館の課題や学校連携等）として教育委員会へ
- (2) 残務処理体制及び処理期間（目安）の協議

⑦ 関係機関等の動き

9 月議会定例会の結果を受け、関係機関等が議会(議長)や町長宛てに、意見書・要望書等を提出。

【議長宛て／意見書】社会教育委員会、図書館協議会、美術館運営審議会、元「文化的施設検討委員会」有志、任意団体育つ会とおわ、四万十町建築業協会・設備業協会

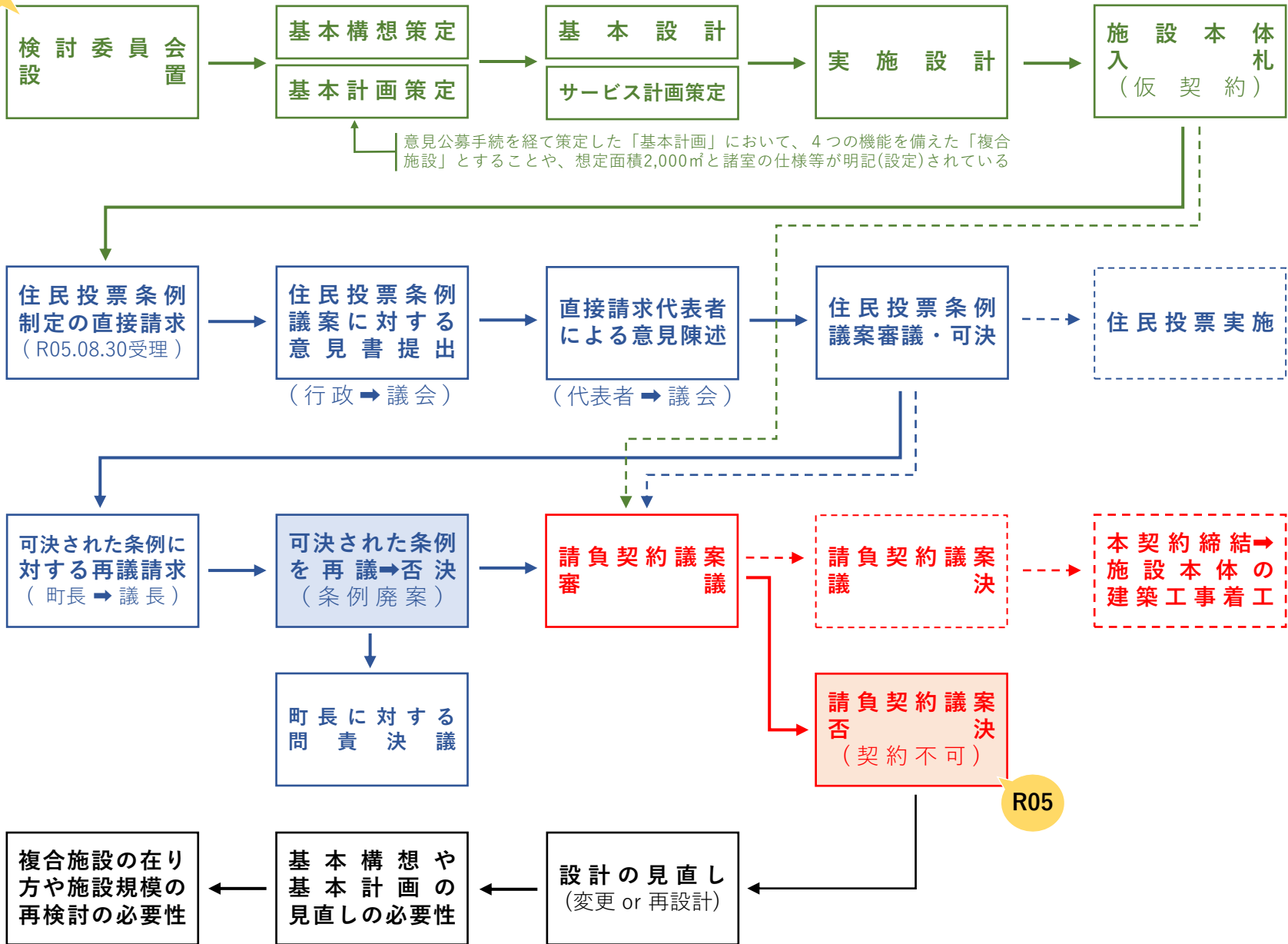
【町長宛て／要望書】元「文化的施設検討委員会」有志、四万十町建築業協会・設備業協会

【別紙資料】議案審議（直接請求に基づく住民投票条例の制定及び工事請負契約）の経過と今後の流れ

R05.10.23 文化的施設整備推進室

H29

どこまで遡るのか？誰が決めていくのか？どのように合意を得ていくのか？



R05